

# 山本大臣閣議後会見

～ 沖縄振興特別措置法の一部改正案の決定～

平成26年2月4日

# 1. 経済金融活性化特別地区の創設

## 現状

- ❖ 金融特区への金融業の更なる集積が課題

## 改正のポイント

- ❖ 経済金融活性化特区を創設
  - ◆ 総理が知事の申請に基づき沖縄県内一の地域を指定
  - ◆ 対象産業を金融に限定せず、県知事が設定
  - ◆ 県知事が課税特例の対象法人を認定
  - ◆ 専ら要件の廃止、人数要件の大幅緩和
  - ◆ 所得控除、投資税額控除、エンジェル控除等を措置

## 効果

- ❖ 実体経済の基盤となる産業の集積と発展
- ❖ 金融産業の集積と発展



**沖縄の経済金融の活性化へ**



## 2. 情報地域・特区、物流特区の地域指定権限・事業認定権限の移譲

### 現状

- ❖ 大臣が情報地域・特区、物流特区の地域を指定
- ❖ 大臣が情報特区と物流特区の課税特例の対象法人を認定

### 改正のポイント

- ❖ 地域指定権限を県知事へ移譲
- ❖ 事業認定権限を県知事へ移譲
- ❖ 対象事業の追加、課税特例の要件緩和

### 効果

- ❖ 沖縄県による機動的・効果的な企業誘致の促進
- ❖ 高付加価値産業の一層の集積



**雇用の拡大と産業振興の促進**



### 3. 航空機燃料税の軽減措置の拡充

#### 現状

❖ 離島への観光客は沖縄県全体の2割

#### 改正のポイント

- ❖ 県内路線も航燃税の軽減対象へ
  - ◆ 現行制度では沖縄 - 本土が全国の1/2
  - ◆ 県内路線も全国の1/2に軽減

#### 効果

❖ 県内航空路の利便性の向上



**離島観光客の増加**





**税制を効果的に活用し  
沖縄を日本のフロントランナーとして  
21世紀の成長モデルへ！**

